改正後

（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告）

第十一条　日本農林規格等に関する法律施行令第二十一条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

［一～五　略］

別記様式（第10条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　　月　　日生

写真

上記の者は、日本農林規格等に関する法律第65条第４項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官

（裏）

日本農林規格等に関する法律抜粋
（立入検査等）
第65条　（略）
２・３　（略）
４　内閣総理大臣又は主務大臣（第61条第１項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第１項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
５　（略）
６　前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
７　第１項から第５項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
８　（略）
第81条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　第65条第１項から第５項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第５項まで若しくは第66条第１項から第５項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考　用紙の大きさは、日本農林規格Ｂ８とする。

改正前

（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告）

第十一条　日本農林規格等に関する法律施行令第十九条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

［一～五　同上］

別記様式（第10条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　　月　　日生

写真

上記の者は、日本農林規格等に関する法律第65条第４項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官

（裏）

日本農林規格等に関する法律抜粋
（立入検査等）
第65条　（略）
２・３　（略）
４　内閣総理大臣又は農林水産大臣（第61条第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第１項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
５　（略）
６　前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
７　第１項から第５項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
８　（略）
第79条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　（略）
二　第65条第１項から第５項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第１項から第５項まで若しくは第66条第１項から第５項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本農林規格Ｂ８とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。